

平成30年12月10日

第18回水俣市農業委員会

## 第18回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 平成30年12月10日  
開会 9時30分  
閉会 10時12分
- 3 出席委員  
農業委員 14名  
1番 元村 善二 君                      2番 松本 公昭 君  
3番 松田 時義 君                      4番 戸次 治夫 君  
5番 田上 哲人 君                      6番 森口 信二 君  
7番 廣島 康雄 君                      8番 山澤 親徳 君  
9番 苗床 勝美 君                      10番 坂本 隆司 君  
11番 池田 郁雄 君                    12番 田畑 和雄 君  
13番 友田 勝久 君                    14番 中村 清治 君  
推進委員 13名  
15番 向田 博 君                      16番 草野 武雄 君  
17番 竹下 正治 君                    18番 野間 勝 君  
19番 山内 秋光 君                    20番 溝口 幸一 君  
21番 前島 春美 君                    22番 坂口 新一 君  
23番 山口 初憲 君                    25番 淵上 民雄 君  
26番 森下 義孝 君                    27番 下鶴 信雄 君  
28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員  
農業委員 なし  
推進委員 1名                      24番 前田 仁 君
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 報告事項(1)許可不要転用届について  
報告事項(2)合意解約通知について  
報告事項(3)農地転用許可後の工事完了について  
議第66号 現況農地認定について  
議第67号 農地法第3条の許可申請について  
議第68号 農地法第5条の許可申請について  
議第69号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局  
局長 宮崎 博巳  
参事 鶴田 千恵美  
参事 本村 広揮

議長  
(元村善二君)

それでは、只今より第18回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、10番の坂本委員・11番の池田委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は24番前田委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は17番の竹下委員にお願いします。

17番委員  
(竹下正治君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

報告事項3点について、順次御説明申し上げます。

まず、報告事項(1)許可不要転用について、御説明いたします。

議案書は、1ページになります。

番号1、届出人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、ともに、台帳；畑、現況；畑で、面積は、それぞれ4,649㎡のうち147㎡、4,178㎡のうち40㎡、合計187㎡です。

理由は、昭和57年頃から、届出人の父が、畑の進入道路として使用してきたものであり、現在も畑への道路として使用しているため届け出があったものでございます。

施設概要は、作業用道路187㎡で、場所は2ページに記載しております。

次に、3ページをお願いします。

報告事項(2)合意解約通知の2件について、御説明いたします。

番号1、貸人が、記載のとおり、借人が、記載のとおりです。

対象となる土地の明細は、4ページのとおりで、場所は5ペ

ージから8ページに記載しております。

解約の理由は、借人が県外転出するため、農地法第3条による使用貸借権の合意解約を行うものでございます。

次に、番号2、貸人が、記載のとおり、借人が、記載のとおりです。

対象となる土地は、記載のとおり、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が1,616㎡となっています。

位置は、9ページに、お示ししております。

解約の理由は、借人が忙しくなり、借地に手が回らなくなったため、使用貸借権の合意解約を行うものでございます。

次に、10ページをお願いします。

報告事項(3)農地転用許可後の工事の完了について、今回の会議の締切日までに完了報告書の提出があった5件について御説明いたします。

表の左の欄に記載した会議日に審議した農地法5条関係の転用について、右側2列目の工事完了報告書提出日に、報告書の提出がございました。

そこで、事務局において、右側1列目の確認日に調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。

以上で、報告事項を終了いたします。

議 長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第66号 現況農地認定について、議第66号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

3番委員  
(松田時義君)

はい、議長

議 長

はい、3番 松田時義委員をお願いします。

3番委員

失礼します。現況農地認定についての1番について御説明いたします。

申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳山林、現況畑、面積、3筆合計3,717㎡です。

土地現況の詳細、当該農地は平成13年頃から耕作を行い、農地として利用しています。

申請地は13ページをご覧ください。12月5日、事務局、申請人、竹下委員、私の4人で現地確認調査を行いました。2筆は太秋柿を植えてありました。1筆は栗を植えてありました。申請人は退職後、果樹栽培に着手されていらっしゃるけれども、非常に生き生きとしてやっついていらっしゃいます。奥さん

と2人とも今年の8月、認定農業者に認められました。太秋柿とか栗等はJAの方に出されるということでした。今後更に経営を拡大したいということで、隣接地を購入したりとかも計画されております。作業道路も作りたいということで、非常に意欲的で、「若いですね。」「はい、元気で頑張っております。」ということです。17年前からやっつけていらっしやいますけども、この辺りは元々竹林だったそうです。それを切り拓いて果樹園にされたそうです。

現地調査を行いました結果、申請人が農業に取り組む姿勢、熱意が伺われました。農地と認めても問題はないと思われまますので、御審議の程よろしく申し上げます。なお、竹下委員の方から不足等がありましたら申し上げます。

以上です。

12番委員  
(田畑和雄君)

はい、議長

議長

はい、12番 田畑和雄委員に申し上げます。

12番委員

それでは現況農地認定について御説明いたします。

番号2、申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳宅地、現況畑です。面積、512.24㎡です。この農地は平成30年頃から耕作を行い、農地として利用しているということです。

場所は14ページをご覧ください。申請人の自宅の後ろはもう現に周りは全部みかん山になっております。デコポンと甘夏になっております。右側の家をといて、現況は畑にしてあります。それに甘夏をもう今年植えられていました。さっきも言いましたように家の周りにはもう完全な甘夏園とデコポン園になっておりますので、問題ないと思います。今後家を作るということはないだろうということです。

12月7日に山内委員と事務局2人、私で現地調査に行きました。何ら問題はないと思われまますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があれば申し上げます。

17番委員

はい、議長

議長

はい、17番 竹下委員

17番委員

1番は、ちょっと地図の方を見ていただいて、右の方に回し

て見たらわかりやすいと思います。今出ています案件の左上の山林も1町歩位今度買われて、そこを現在もう自分で重機を使って切り拓いておられます。またそこの方も後程農地に変えるからよろしくお願ひしますというような話をされておりました。近くの山の方に砂防ダムを3ヶ所造るために工事道路が入って通っていますので、行きやすいんですけども、その作業道路は利用しないで、自宅の方から自分のところの園地に入る道を自分で作るということをお話しておられました。

以上です。

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第66号 現況農地認定については、認定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第66号 現況農地認定については、農地法第2条第1項の農地に該当するため、認定することに決定いたします。

次に移ります。

議第67号 農地法第3条の許可申請について、議第67号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

14番委員  
(中村清治君)

はい、議長

議 長

はい、14番 中村清治委員をお願いします。

14番委員

おはようございます。農地法第3条の許可申請について説明いたします。議案書は16ページをご覧ください。

番号1、譲渡人は、記載のとおりです。譲受人は、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、407㎡となっております。

申請理由は贈与による所有権移転です。

申請地は17ページをご覧ください。

譲受人は妻と2人でもち麦を主に農業経営を行っておられます。耕作面積は、記載のとおり、ほとんど耕作をされております。譲受人の農作業の従事日数は年間100日以上は従事

されています。下限面積の40aは超えています。

現地調査を12月5日に、譲受人、行政書士、事務局2名、古里推進委員、私の6名で行いました。周辺の農地利用状況等を確認してまいりましたが、周辺は水田と畑になっておりました。ほとんどは耕作をしてありました。譲受人はブルーベリーを2つの畑で栽培されておりまして、ここにもブルーベリーを植えるとのことでした。譲渡人は県外に住んでいまして、管理ができないとのことでした。今住んでいる譲受人の自宅が、元々譲渡人の自宅でありまして、そこを壊して家を建てられ、その横に付いていた畑ということで譲渡したとのことでした。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いたします。

これで説明を終わります。

10番委員  
(坂本隆司君)

はい、議長

議長

はい、10番 坂本隆司委員にお願いします。

10番委員

おはようございます。農地法第3条の許可申請の2番について説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑です。面積、1,813㎡。

譲受人の耕作農地は、記載のとおり、従いまして下限面積につきましては40aを超えています。

申請地は18ページをご覧ください。12月5日に事務局2名、行政書士、譲受人、野間委員、私、計6名で現地調査をしてまいりました。この申請地は現在櫨の木を植えてありまして、多分市が奨励したときの作付けじゃないだろうかと思います。きれいに管理をされています。その上の2ヶ所は7月に譲受人が購入をされていますので、それに伴って譲渡人の方が買ってくれんかということで今回上がったようでございます。上の方はまだしかかってないんですけど、年明けてから整地されるということです。

従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないために許可要件は満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第67号 農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第67号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないために、許可要件は満たしておりますので、許可することに決定いたします。

次に移ります。

議第68号 農地法第5条の許可申請について、議第68号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

9番委員  
(苗床勝美君)

はい、議長

議 長

はい、9番 苗床勝美委員をお願いします。

9番委員

議第68号農地法第5条の許可申請について、1番について御説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。親子関係ということらしいです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、2筆合計740㎡でございます。

転用理由としましては、記載のとおりでございます。所有権移転ということです。

施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

資金計画は、記載のとおりでございます。費用につきましては、記載のとおりでございます。

場所につきましては、21ページをご覧ください。現地調査を12月5日に草野委員、八代市の行政書士、事務局2人、私で行ってきました。隣接には畑がありますが、住宅を建築しても畑には被害がないと判断してきました。なお、雨水につきましては、申請地の横の方に市の側溝があり、そこに流すというようなことの説明を受けました。

よって、現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基



準により、転用しても問題ないと判断してきましたので、御審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第68号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第68号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第69号 農用地利用集積計画の申出について、議第69号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

5番委員  
(田上哲人君)

はい、議長

議長

はい、5番 田上哲人委員をお願いします。

5番委員

それでは、新規設定の番号1について説明いたします。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、3筆合計5,343㎡です。始期終期は、平成31年1月1日から平成40年12月31日、期間は10年です。利用目的は果樹、借賃は全体で年間5万円、利用権の種類は賃借権です。

借人、記載のとおりです。経営面積は、記載のとおりです。

申し出地は26ページにあります。借人は、デコポンや甘夏などの柑橘栽培で専業で農業に取り組まれています。申出地はハウスの骨組み等が放置されている状況ですが、再建してレモ

ンを栽培したいとのことでした。借人が現在耕作されている農地と近いことから今回の申請となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。

9番委員

はい、議長

議長

はい、9番 苗床勝美委員に申し上げます。

9番委員

それでは、農用地利用集積計画の申出についての2番について御説明いたします。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積、2筆合計1,841㎡でございます。始期終期、平成31年1月1日から平成35年12月31日まで、期間は5年間。利用目的は玉葱ということでございます。借賃は全体で1年毎に1万8千円です。利用権の種類、賃借権。

借人は、記載のとおりです。借人の経営面積につきましては、記載のとおりでございます。借人につきましては、先般お父さんが亡くなりましたけども、本人が農業につきまして、大変熱心で、水稻と玉葱を主力に作られておられます。頑張っておられます。

申請地は27ページをご覧ください。12月5日に草野委員と2人で現地確認をしてきました。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議の程よろしく御願いいたします。以上です。

12番委員

はい、議長

議長

はい、12番 田畑和雄委員に申し上げます。

12番委員

それでは3番について説明いたします。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、これは果樹ですね、みかん山です。面積は、9,492㎡です。始期終期は平成31年2月1日から平成41年1月31日まで、期間は10年間です。利用目的は果樹、借賃は全体で年間5万円、ここは中間管理が入っているので、借賃のやり取りは機構がするという事です。利用権の種類は賃借権。

借人は熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人熊本県農業公社 理事長 島田邦満さんです。ここは最終的には、市外の方が借りられるそうです。この方は22町果樹をされているそうです。

場所は28ページをご覧ください。

話し合いで世話人宅で、貸人、世話人、農業公社1名と農林水産課の担当2名、私で話し合いをしました。許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

9番委員

はい、議長

議長

はい、9番 苗床勝美委員にお願いします。

9番委員

それでは先程に続きまして説明いたします。農用地利用集積計画の申出についての再設定でございます。1番です。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、4筆合計3,060㎡でございます。始期終期、平成31年1月1日から平成35年12月31日、期間は5年間、利用目的は水稻でございます。借賃は無償ということでございます。利用権の種類は使用貸借権です。

借人は先程申しましたように新規設定2番の方でございます。借人につきましては、先程言いましたように、農業に熱心に取り組まれているというようなことで、我々もお手本のような方でございます。

場所は先程言いました27ページの中でございます。条件的にもいいというようなことで確認してきましたので、御審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第69号 農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第69号 農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

議 長

これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第18回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員